

大阪海区漁業調整委員会第235回委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年9月15日(水) 午後3時00分から
- 2 場 所 大阪府咲洲庁舎50階 迎賓会議室
- 3 出席委員 今井 一郎、岡 修、奥 浩幸、津本 芳孝、常松 睦弘、
田中 映治、伊瀬 隆二、樋口 正明、村上 知子、鍋島 靖信(専門委員)
- 4 府関係者 北川 辰弥、新瀬 幾恵、松下 浩子、佐野 雅基(水産技術C)
- 5 事務局 井坂 浩一、久保 佳洋、笹島 祐史
- 6 議事事項 (1) さかなかご漁業の取扱いについて
(2) 漁業許可の公示について
- 7 議事概要 定刻となりましたので、ただ今から第235回大阪海区漁業調整委員会事務局

(井坂書記長) 携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源をお切りいただくかマナーモードに設定いただくようお願いいたします。

本日は、委員10名のうち9名にご出席いただいておりますので、会議が有効に成立していることをご報告させていただきます。

本日の議題ですが、お手元の次第に記載のとおり、「さかなかご漁業の取扱いについて」と「漁業許可の公示について」の2件です。開催案内を送付させていただいた時点では、「さかなかご漁業の取扱いについて」のみでしたが、その後、水産課から「漁業許可の公示」について諮問があり、追加をさせていただいておりますので、ご容赦願います。

それでは、今井会長、議事の進行、よろしく願います。

会 長 ただ今から、大阪海区漁業調整委員会第235回委員会を開催いたします。

本日は委員会ですので、議事に入ります前に大阪海区漁業調整委員会

規程第7条第2項の規定に基づき、議事録署名人を私から指名させていただきます。

本日の議事録署名人は、伊瀬委員と奥委員にお願いします。

それでは議事に入ります。

まず初めに、「さかなかご漁業の取扱い」について、審議したいと思います。

さかなかご漁業に係る委員会指示の経過について、事務局から説明をお願いします。

事務局 委員会資料1に基づき、事務局の久保が説明いたします。

(久保書記) さかなかご漁業に関する委員会指示の経緯について説明した後、鍋島専門委員から7月に行ったさかなかごの実態調査結果を報告していただきます。そのあと、漁業法120条第1項に基づく委員会指示を出すかどうかをご議論いただきたいと思います。

経緯ですが、以前から根つき魚のメバル、カサゴ、アイナメ等の魚を獲るため、かご網漁が行われていました。南部では80cm位のかごから大型化していき、平成5年頃の中・北部に広がるにつれて2～3mもの大型のかごが使われるようになりました。漁業調整上の問題として、かごが設置される区域で同じような魚を対象とする刺網の上に大型かごが設置されるようになり、この大型かごをあげるにはウインチが必要なことから、刺網の操業妨害や網そのものの破損などの問題が起きました。また大きさが3mもあると、設置場所によってはかご網が船の底にあたるなど、船舶の航行を阻害したり、アンカーが引っかかるなどの問題が起きました。更に、その大型かごを長期間設置することもあり、大型かごは定置網のようになってしまう漁業調整上の懸念もありました。

こうした漁業調整上の問題があり、何らかの規制が必要でありましたが、「さかなかご」は自由漁業であり、許可条件として漁具のサイズや操業場所などを制限できないことから、海区委員会でご議論いただき、他の

漁業者の迷惑にならないように、さかなかご漁の網の大きさと操業場所について制限してはどうかということで、平成6年10月1日から平成7年9月30日まで1年を期間として、漁業法に基づく委員会指示を出そうということになりました。

その後、毎年さかなかご網の実態調査を行い、状況を確認した上で、委員会指示を継続してきました。

本日は、現在の委員会指示（第27号）が9月末でその期限がくることから、引き続き委員会指示を出すかどうか、出す場合については、別添案のとおり、これまでの委員会指示の内容でいいかどうかについて、ご審議をお願いしたいと思います。

会 長 ありがとうございます。ただ今、さかなかご漁業の指示の経過について説明がありました。引き続き、鍋島専門委員から、7月に実施した実態調査の結果について、報告をお願いしたいと思います。

鍋島専門員 委員会資料2で令和3年度の実態調査の結果について、鍋島が報告させていただきます。調査は7月13日から15日に泉南市樽井から岬町小島の8漁協で行いました。13日は井坂書記長、14日は久保課長補佐、15日は北川課長に同行していただきました。平成31年までは中部で共同漁業権区域のない忠岡漁協でも調査していましたが、令和2年からかご網漁業をしていないとのことで省略し、現在は8漁協で調査をしています。調査は各漁協の組合長、職員、かご網漁業者から使用するかご網の種類、操業区域、使用数、目合い、漁獲状況等を聞き取り調査しています。平成6年から1m以上のかご網を使用してはならないとの指示が出され、平成13年から平成30年まで1m以上のかご網は見られませんでした。平成31年にサイズを超えるかご網がみられ、令和2年、3年には1.5mの箱型かご網が確認されたことから、その都度、漁協等に確認した結果は、いずれも使用していないとのことでした。令和3年には

隣接漁協から使用目撃情報がありました。その使用状況を確認するまでには至っていません。そのため、いかかご・さかなかごに1m以上のかご網を使用しないよう、引き続き周知・徹底する必要があると考えています。

現在使用されているさかなかごには、8種の形態があります。

円柱形かご(写真2)は8漁協13人が使用し、直径70~100cmで、春3月から6月末にコウイカをとるいかかご、その後、カサゴ、メバル、タコ等をとるさかなかご、秋9月以降にカワハギをとるこうべかごと、漁獲対象を変えて使用されます。タコやカワハギは餌を入れて漁獲し、根付きの磯魚類は餌を入れずに操業します。

円錐台形かご(写真3)は3漁協で使用されていますが、製作が難しく更新されず減少傾向にあります。底面の直径は80~97cmで円柱形かごと同様に使われます。

ドーム形かご(写真4)は最大径75cmで、鳥かご状で1漁協が秋のカワハギ漁(こうべかご)に使用しています。

多角形かご(八角)(写真5)は長辺100cm、2漁協4人が操業し、流れの速い場所では高さ20cm、流れが緩い場所では高さ40cmのかごを使用しています。

UFO形かご(写真6)は4漁協で使用され、直径は68~73cmで中央に支柱をたてて成形する折り畳み式で、餌を入れ、タコを主要漁獲対象としています。

折畳式楕円形かご(写真7)は長辺60~100cm、高さ30~60cmで、魚やタコ漁に使用されます。令和2年に南部で港に120cmのものが少数みられました。漁に使用していないとのことでしたが、使用基準について周知を図りました。

箱形かご(写真8)は3漁協で使われ、長辺100cm以下で、魚かごには餌を入れずメバル・カサゴ・タコなどを漁獲します。1漁協で長径150cmのものがみられましたが、使用状況は不明です。

かまぼこ形かごは長辺1m以下でコウイカ・カワハギ用に使われていましたが、屋根が丸いので製作が難しいため、老朽化して減少しています。

さかなかごを行う漁業者は、8漁協30人が兼業で操業し、円柱形、UFO形、折畳式楕円形かごの使用が多くみられます。

昨年秋のカレニア赤潮の発生以降、カサゴ、メバル、タコなどが減少し、下荘から樽井では夏までカサゴ、メバルなどの魚が少なかった。淡輪以南は水通しがよいので、春にはコウイカ、タコが豊漁であった。今年は7月頃にタコが好漁になり、イワシ、コノシロ、小サバなどを餌にして、折畳式楕円形、UFO形、円柱形かごが操業されました。カサゴ等の魚には餌を使わず、カワハギ漁（コウベかご）にはユウレイクラゲを餌に、春のコウイカ（いかかご）にはツゲの枝を入れて漁獲します。メバル、カサゴ、アイナメ、ナマコは漁獲が減少傾向にあり、キジハタ、アイゴは増加傾向にあります。

A4サイズの横長の資料の表に、A漁協からH漁協で使用されるかご網の種類ごとにサイズや数量、獲れ具合等をまとめています。ここで、D漁協ではR2, R3年とも1.5mの箱型かごが見られ、C漁協から使用の目撃情報がありました。E漁協では昨年1.2mの折畳楕円形かごがありましたが、今年は1mのものでした。これらの規格外のかご網も1個とかごく少数で、新しく参入した人の購入品が少し大きいものが送られてきたとか、試しに作ってみたのかもしれない。H漁協ではかご網について、規制を明確にするために許可制にしてはどうかとの意見もありました。以上です。

会 長 ありがとうございます。ただ今、鍋島専門委員から、さかなかご漁業の実態調査の結果について報告がありました。

現在発動中の委員会指示の期間が、今月末に満了いたします。

本委員会の指示を引き続き出すかどうかということですが、報告では

1 mを超える魚かごがごく少数保管されていたり、使用を目撃したとの情報もあるようですが、使用実態は確認できていないとのこと。こうした状況を踏まえて、委員会指示を継続するか否かについて、ご議論をいただきたいと思います。みなさんいかがでしょうか。

奥委員 自由漁業というのは、どこまでやっていいかの限度がないのかと、漁業者がよく言っています。自由だからといって、何をやってもいいのではなく、他の許可漁業のように何時までに網を揚げないといけないとか、決まりをつけて許可制にしてはどうかと思います。どこの漁業組合でしたか、許可制にしてくれという意見があったですね。

鍋島専門委員 H漁協では許可制にしたらどうかという意見がありました。

奥委員 他の漁協でもそうした意見があるので、かご網を自由漁業とせず許可制にしてはどうかと思います。自由漁業だからといって、やりっぱなしにされると他の漁業者の迷惑になります。

水産課
(笹島主査) 自由漁業というのは、かご網のほか、一本釣りなどがあり、多くの漁業者が操業しています。許可ということに関しては、基本としては漁業調整上や資源管理上の大きな問題があれば、許可制への移行を検討することが考えられます。それにはまず現状で漁業調整や資源への大きな問題があるかを明確にして、それを基に漁具の大きさや使用数量などを制限することになります。さかなかごについては、過去に非常に大きなもの（直径2～3 m）を使用して問題になったことや、数が増えて資源管理上問題があったことから、まずは委員会指示にして、様子を見ようということをやってきました。しかし、大きさに関しては委員会指示が守られてきたこと、さかなかごの使用数に関しても着業者が減少して使用数が減ってきたことから、さかなかごを許可制にするというのは難しいかと思います。

他の漁業への大きな影響があるということであれば、今後検討の余地があると思います。さかなかごに関しては当面許可制にすることは水産課としては考えていません。

常松委員 北部の組合で刺網などをしています。北部でもかご網をしている人がいます。夜に漁をしていて、網を入れようとした時に、やりたい場所にもつも網が設置されていて、浮標があり、網を入れられません。かご網を入れていると、その場所は自分の場所ですというように占有されています。つけっぱなし状態になっていて、やりたい場所で漁ができない状態です。

水産課
(笹島主査) そういう調整上の問題がでてきているという話も入っています。水産課としてもさかなかごの使用について、操業に関するルールの注意書きをつけ、啓発的指示を出しています。現場での調整が難しい場合は、実態を明らかにして検討する必要があります。しかし、許可制にするということになれば、操業実態や影響を把握して議論していく必要があります。そのため今のところは指示による指導的な形でと考えています。

樋口委員 かご網の操業域に関してですが、南部の組合では地先区域（共同漁業権内）に入れています。北部のほうでは共同漁業権区域がないので、港の入り口などに入れて問題となったり、同じ組合の刺網漁業者や同業者間でトラブルになりませんか。

水産課
(笹島主査) 漁業は禁止区域以外のどこでもいいのですが、北部でも港の出入口や航路上にいれると、港則法にあるみだり操業の禁止にあたるとして海上保安庁から指導・警告されます。みだり操業については明確な基準がありませんが、あまりにひどい場合は、同じ海域で漁を行う漁業者や船舶関係者とトラブルになるため、海上保安庁から指導を受ける可能性がありますし、水産課でも指導することになります。しかし、そうした場所以

外は操業してはいけないという法令はなく、罰則もありません。

樋口委員 過去には直径 1.5mの魚かごを使っていましたが、20 年程前に委員会指示で 1 m以上はだめということで、1 m以下のかご網を使い、操業区域も地先内でやっています。隣接漁協との境界もしっかり認識しています。北部など地先に共同漁業権域のない場所は、どこで操業してもいいのであれば、トラブルにならないですか。自分の漁協でも過去にトラブルがあったのでお聞きします。

水産課 (笹島主査) 法律的に北部は地先に共同漁業権区域がなく、その境界がないため、どこで漁業をやってもいいのですが、実際上は自分の漁協の前で他の漁協の人が派手に操業されると、やはり面白くないと思うのが人情です。その場合は、漁業者同士で話し合いをしてトラブルなく操業する必要があります。トラブルが増えれば、行政が間に入り調整や指導を行う必要がありますが、違法ではないため、話し合いをすることで治めていくことになります。共同漁業権区域では境界があり、地元組合員が排他的に操業できますが、北部では地先も一般海域であり、沖合で操業するのと同じような調整や指導が必要になります。

伊瀬委員 実際トラブルがあります。私の漁協でも年に何回かは、かご網に関する苦情が持ち込まれます。指導するのはいいのですが、将来的にはさかなかごは許可制にする方がいいと思うのですが。これは現場の声と思います。

水産課 (新瀬補佐) 許可制にすると、行政にとってはかごの使用数とかサイズなどの指導や管理がしやすいメリットがあります。トラブルになった時の指導もしやすいのですが、許可というのは漁業者への制限が多くなります。許可申請費用が掛かり、漁獲物の報告義務が生じます。それに罰則規定が付くなど、漁業者の重い負担となることが増えます。自由漁業に新たな制限を加

えるのは、漁業者の負担になるのではないかとの思いがありました。故意に悪質な大型のかごを使うとか、大きなトラブルがあるとなければ、これまでの指示でいく方がいいかと思っていました。しかし、トラブルがあり、何らかの制限があった方が秩序を保つのにいいという意見をお聞きしたので、今後は実態を踏まえて検討していくことが必要かと思いました。許可制については、海区専門委員の報告から使用実態をみると、さかなかごのほかにもかにかご、たこかご、こうべかごなどがあります。あなごかごといかかごはすでに許可漁業になっています。これらの実態も詳細に把握し、かご漁業全体について検討していく必要があります。さかなかごを許可制にすることについては、この場でまだ即答はできません。

村上委員 特段何かを提案するわけではないのですが、いま話をされたようにもう少し詳細な調査をしていただいて、いきなり許可制に移行するのか、海区漁業調整委員会指示を出す中でも、単に海区漁業調整委員会提案の操業場所やどのような漁具にするかという規定だけでなく、漁場使用の制限の中でもう少し他の漁業との漁場使用について調整が図れる形で、具体的な指示を策定することが可能ではないかと思えます。最後は許可に移行するとしても、まずは指示で乗り切れるような詳細な調査を行っていただきたいという意見です。

会 長 たくさんの意見がありました。水産課としては、どの様にお考えですか。まとめとなるよう、コメントをお願いします。

水産課
(新瀬補佐) 水産課としては、鍋島専門委員の調査報告の中でも、使用していないが1メートルを超えるかごが港に保管されていることが確認されています。村上委員からは委員会指示をさらに具体的にすることが望ましいという意見がありました。1m以上のかごを使用させないことが大事ですので、委員会指示の継続をお願いしたいと考えています。

会 長 水産課としても、1メートルを超えるかごが保管されている実態があ
って、それを使用させないために、引き続き指示を継続していこうという
ことですので、指示を継続したいと思いますが、皆さんいかがでしょう
か。

各 委 員 異議なし

会 長 それでは、引き続き指示を出すということで、事務局に指示案文を読
み上げてもらいます。

また、本件指示について、例年、海区漁業調整委員会会長名で、漁業協
同組合を通じて、各漁業者へ指示の徹底を図っていますので、その周知文
も合わせて確認をいただきたいと思います。

事 務 局 （委員会指示文案等読み上げ）
(久保書記)

会 長 今の説明で、指示と周知文でご議論いただいた内容については、概ね網
羅されているものと思いますが、何かご意見・ご質問等ありますでしょ
うか。

委 員 異議なし

会 長 それでは、事務局の方で公報登載と漁協等への周知の手続きをお願い
します。

次の議題に入ります。漁業許可の公示について、水産課から説明をお願
いします。

水産課 議題2の漁業許可の公示について、松下が説明いたします。

(松下副主査) 漁業許可の公示について本委員会に諮問させていただきます。

委員会資料3をご覧ください。前回の委員会8月4日以降に要望のあった新規申請について、岡田浦漁協1漁協から刺網1件とアナゴかご1件です。この2件に関して委員会資料3-2に公示内容をまとめています。船舶数は刺網1隻、アナゴかご1隻分で、許認可方針に示す通り、漁業種ごとの船舶の制限トン数はどちらも10トン未満で、馬力数は動力漁船の性能基準の制限を満たすもの。その他の操業区域や操業時期等の制限についても許認可方針に書かれた基準で公示します。申請すべき期間ですが、刺網漁業は公示日から1か月、アナゴかご漁業は2か月となっています。この期間に新規申請書を出していただくことになります。大阪府漁業調整規則の第11条第3項に、公示する制限措置の内容や申請すべき期間を定める場合は、海区漁業調整委員会に諮問しなければならないということです。説明は以上です。

会 長 　　ただ今の水産課の説明について、何かご質問等ございますでしょうか。

委 員 　　質問等なし

会 長 　　特に質問等がないようですので、漁業許可の公示について了承することとしてよろしいですか。

委 員 　　異議なし

会 長 　　異議がないようですので、事務局の方から答申案の作成等をお願いします。

事務局 　　(答申案読み上げ)

(井坂書記長)

会 長 ただ今の、答申案について、何かございますでしょうか。

各 委 員 異議なし

会 長 ご異議がないようですので、事務局で答申の手続きをお願いします。
 本日の委員会の議事は以上です。これをもって委員会を閉会させていただきます。